

自動車販売会社、金融機関などのみなさまへ

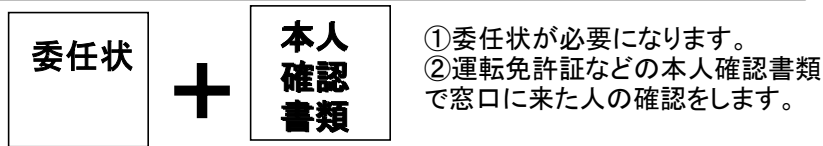
住民票や戸籍の証明書を請求する際の 確認書類について

手続きを代行する場合には委任状、債権者として請求する場合には契約書などの書類を提出していただきます。

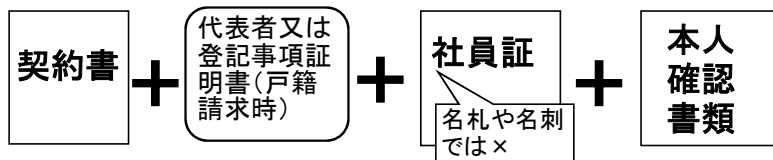
また、窓口に来た人の本人確認も併せて行います。

なりすましによる請求等を防ぐための確認ですので、ご協力をお願いします。

●自動車登録や廃止などの手続きを代行する場合



●債権者として債務者の所在確認をする場合等(法人の場合)



本人確認書類 (本人しか持ち得ない書類のことで、それを提示いただくことで確認します)

1つで確認できるもの	運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真あり)、マイナンバーカード、 国または地方公共団体の機関が発行した顔写真付きの免許証・資格証など
	①と②を一つずつ、または①を2つ
2つ提示していただくもの	① 健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、国民年金手帳など
	② 法人が発行した身分証明書など
	必要に応じて口頭による確認を行います。

●問い合わせ

市民課住民記録担当 888-5626 戸籍担当 888-5629

※窓口に出された請求書は返しませんので、よくご確認の上提出してください。